伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１. 業務概要

（１）目的

本業務は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）における持続可能なごみ処理体制について基本構想を策定する。

なお、本業務の対象施設はごみ焼却施設とリサイクル施設とし、二施設は一体型を前提とする。

（２）名称

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託

（３）履行場所

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村全域

（４）業務内容

別紙「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

（５）履行期間

契約締結の日から令和８年３月１６日まで

（６）発注及び契約方法

本業務は、構成市町村によって設置された伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）が管理及び執行する事務であるが、その発注及び契約等に係る事務については、伊賀市が行う。

２. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

３. 予算限度額

委託料の上限額は、25,190,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

４. 実施スケジュール（予定）

最優秀者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公告	令和６年５月１５日（水）
質問の受付期間	令和６年５月１５日（水）から 令和６年５月２２日（水）まで
質問の回答期限	令和６年５月２９日（水）
参加資格確認申請書提出期間	令和６年５月１５日（水）から 令和６年５月２２日（水）まで
参加資格の有無の通知	令和６年５月２９日（水）
提案書の提出期間	令和６年５月３０日（木）から 令和６年６月１３日（木）まで
１次審査（書類審査）	令和６年６月２５日（火）
１次審査結果通知	令和６年６月２８日（金）
２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和６年７月５日（金） ※詳細は別途通知
２次審査結果通知/ 最優秀者決定	令和６年７月中旬（予定）
仕様書詳細協議・契約交渉期間	令和６年７月下旬～８月中（予定）

※上記スケジュールについては、予定であり変更する場合がある。

５. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則(令和４年伊賀市規則第 29 号)第 15 条第２項に規定する入札参加資格者名簿の「調査検査業務－計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

（２）手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

（４）公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けてい

ない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

（５）法令、規則等に違反していない者

6、参加条件

（１）平成２６年度以降に地方公共団体または一部事務組合（以下、「地方公共団体等」という。）が発注した、一般廃棄物のごみ焼却処理施設（100ｔ/日以上）に係る施設基本構想または施設基本計画策定業務もしくはごみ焼却処理施設を含む広域計画業務（以下、「同種業務」という。）を受託し、かつ完了した実績を１件以上有すること。（参加資格確認申請書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

（２）本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。

（３）本業務においては、管理技術者、照査技術者をそれぞれ１名、及び担当技術者を１名以上配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。

ア　管理技術者

（ア）６（１）の業務に管理技術者（主任技術者）としての従事実績を有すること。

（イ）廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、 技術士【総合技術監理部門（衛生工学ー廃棄物・資源循環）（旧：一般及び廃棄物管理又は廃棄物管理計画を含む）】または【衛生工学部門（廃棄物・資源循環）（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）】の資格を有するものであること。

イ　照査技術者

（ア）６（１）の業務に管理技術者（主任技術者）若しくは照査技術者、担当技術者としての従事実績を有すること。

（イ）管理技術者に定める資格を有する者であること。

照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ　担当技術者

（ア）６（１）の業務に管理技術者（主任技術者）若しくは担当技術者としての従事実績を有すること。

（イ）管理技術者に定める資格または、RCCM（廃棄物部門）の資格を有するものであること。

担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

7. 参加資格確認申請書及び設計図書等

（１）提出書類

以下のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
プロポーザル参加資格確認申請書	様式第２号	１部	
履行実績書	様式第３号	１部	

管理技術者	配置予定技術者届出書	様式第４号	１部	
照査技術者	配置予定技術者届出書	様式第４号	１部	
担当技術者	配置予定技術者届出書	様式第４号	１部	
会社概要書		様式第８号	５部	
業務実施体制書		様式第９号	１部	
納税証明書		―	１部	未納額がない証明書
誓約書		様式第 10 号	1 部	

※会社概要書には、パンフレット等がある場合は併せて添付すること。

※履行実績書には、業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

※配置予定技術者届出書には、雇用の確認できる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。

※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。

※提出書類と合わせて同内容の電子データ（ＣＤ等の媒体）を提出すること。

※提出書類は上記表の順番で一部ずつ綴ることとし、用紙左上１箇所をホチキス止めとすること。

※封筒（指定なし）に入れ、提出すること。

（２）提出書類の受付

ア　受付期間　令和６年５月１５日（水）から令和６年５月２２日（水）まで
午前９時から午後４時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　受付場所　伊賀市治田 3547 番地の 13
伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

ウ　提出方法　書面により持参または郵便で提出する。
参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。
※郵便の場合は、令和６年５月２２日（水）午後４時 30 分必着のこと。
なお、「プロポーザル参加資格確認申請書（様式第２号)」が期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。

（３）設計図書等の閲覧

ア　閲覧期間　令和６年５月１５日（水）から令和６年５月２２日（水）まで伊賀市ホームページに掲載する。

（４）設計図書等に対する質問

ア　提出期間　令和６年５月１５日（水）から令和６年５月２２日（水）
午後４時 30 分まで

イ　送付先　伊賀市治田 3547 番地の 13
伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

メールアドレス　haikibutsu@city.iga.lg.jp

ウ　提出方法　質問書（様式第 11 号）を作成し、電子メールに添付のうえ、上記メールアドレスに送付すること。

※必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。閉庁日にメールを送付した場合については、開庁日に当該確認の電話を改めて行うこと。

※メールの件名は「(貴社名）伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託公募型プロポーザル質問」とし、文書は日本語で記述すること。

※提出期間後の質問及び電話での質問には回答しない。

※評価に対する質問については回答しない。

（５）設計図書等に対する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和６年５月２９日（水）に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

8. プロポーザル参加資格の確認

（１）　参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

（２）　参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第５号）により令和６年５月２９日（水）に通知する。

（３）　資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により非選定理由の説明を求めることができる。

ア　提出期間　プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知した日から５日以内

イ　受付時間　午前９時から午後４時 30 分まで

（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。)

※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

※請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

ウ　提出場所　伊賀市治田 3547 番地の 13

伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

エ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

（４）　中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成 25 年伊賀市告示第 176 号)第 17 条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

9. 提案書の提出

（1）　提出書類

以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">提出書類</th><th>様式</th><th>提出部数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">企画提案書等送付書</td><td>様式第 13 号</td><td>1 部</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">企　画
提案書</td><td colspan="2">実施体制</td><td rowspan="5">様式第 14 号
A4 サイズ
片面 10 枚以内
※「実施工程」については、任意様式 A3 サイズ片面２枚以内とする。</td><td rowspan="8">11 部</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施工程</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業　務
提案書</td><td>特定テーマ１</td></tr>
<tr><td>特定テーマ２</td></tr>
<tr><td>自由テーマ</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画提案概要書</td><td>任意様式
A3 サイズ 片面１枚以内とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業者の業務実績</td><td>様式第 15 号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">配置予定技術者の業務実績</td><td>様式第 16 号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">見積書</td><td>任意様式</td><td>1 部</td><td></td></tr>
</table>

※企画提案書の内容は、別紙「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」を十分に踏まえた内容とし、参加者が責任をもって必ず履行できるものとすること。

※別紙「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」は必要最低限の要件を定めたもので、この内容を満たす代替提案についても協議の上で認めるものとする。

※別紙「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる業務がある場合には、合わせて提案ができるものとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に記載する価格に含まれる。

※企画提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる場合はこの限りではない。

※工程表は、　仕様書に基づき、本業務の履行期間における実施工程を作成すること。なお、基本構想等策定に伴う調査・検討作業等の実施予定を記載すること。

※見積書については、伊賀市の定める「３．予算限度額」の範囲内で、貴社の提案を実現するための経費を含めた見積書及びその積算根拠となる内訳資料を作成すること。

※企画提案概要書における記載内容については、企画提案書（実施体制　実施工程　業務提案書）記載内容以外の記載は認めないものとする。

（２）　提出期間　令和６年５月３０日（木）から令和６年６月１３日（木）まで
午前９時から午後４時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

（３）　提出場所　伊賀市治田 3547 番地の 13
伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

（４）　提出方法　持参または郵便による提出
（令和６年６月１３日（木）午後４時 30 分必着のこと。）
※なお、企画提案書等の提出時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。

（５）　提出部数　上記提出書類について紙及び電子データを提出
紙媒体　　正本：１部（社印及び代表者印を捺印すること）
副本：10 部（捺印不要）
電子媒体　各１部（データは PDF 形式とする）
※電子媒体についてはＣＤ等の媒体で受け付けることとする。
※副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。
※提出書類は上記表の順番で一部ずつ綴ることとし、用紙左上１箇所をホチキス止めとすること。
※ 封筒（指定なし）に入れ、提出すること。

10. 評価方法及び評価基準

（１）企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が審査を行うことにより本業務の最優秀者を選定することとする。

（２）審査は、次の２段階で行うこととする。

ア　１ 次審査　８における参加資格確認通知により、資格があると認められた者（以下「参加資格者」という。）の数が１者以上の場合は必ず実施するものとし、参加資格者が提出した企画提案書等を審査委員会において書類審査することにより行う。本審査により審査委員会の委員の合計点数の総計（以下「総得点」という。）が１次審査における最低基準点以上の者のうち、上位５者程度を２次審査の対象者として選定し、企画提案書を提出した全ての者にその旨を通知する。

イ　２次審査　アにより選定した者のプレゼンテーション及びヒアリング、及び見積価格により審査を行う。２次審査の総得点が２次審査における最低基準点以上の者のうち、１次審査及び２次審査のそれぞれの総得点を合計した総合評価点が最高得点となった者を最優秀者、次

点の者を次点者としてそれぞれ１者選定し、２次審査に選定されたすべての者にその旨を通知する。

（３）審査における留意事項

ア　１次審査及び２次審査ともに、別添の審査要領に掲載する評価基準を基に審査委員会の委員が採点する。

イ　１次審査及び２次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

ウ　参加資格者が５者以下の場合は、１次審査の総得点が１次審査における最低基準点以上となる全ての者を２次審査の対象とする。

エ　参加資格者が６者以上の場合において、１次審査における総得点が１次審査の最低基準点以上の者のうち、５番目の者と６番目以降の者の差が僅差の場合は、６番目以降の者も２次審査の対象者として選定することがある。

オ　２次審査により、最高得点の者が２者以上となった場合は、次の順により最優秀者を定める。

(ｱ)「特定テーマ」についての得点の合計が高い者

(ｲ)（ｱ）が同一の場合は、見積書の金額が低い者

(ｳ)（ｲ）が同一の場合は、委員の多数決で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

カ　審査委員会は非公開とする。

（４）参加資格者が１者の場合の取り扱い

参加資格者が１者のみの場合であっても同様に審査を行い、審査委員会において最優秀者としての適否を審査するものとする。ただし、最低基準点未満であった場合は、失格とする。

（５）評価基準

ア　１次審査（書類審査のみ）

- 事業者評価
- 配置技術者評価
- 企画提案書評価

イ　２次審査

- プレゼンテーション及びヒアリング評価
- 見積価格評価

１次審査総得点　＋　２次審査総得点　＝　総合評価点

11.1次審査の結果通知

（１）１次審査の結果について、１次審査結果通知書（様式第１７号）により令和６年６月２８日（金）に参加資格者全員に書面により通知する。

（２）2次審査に選定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により非選定理由の説明を求めることができる。

ア　提出期間　１次審査結果通知書にて通知をした日から５日以内

イ　受付時間　午前９時から午後４時30分まで

（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

※請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

ウ　提出場所　伊賀市治田3547番地の13

伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

エ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

12.プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１）　開催日　令和６年７月５日（金）

（２）　会　場　詳細は２次審査対象者に対し別途通知する。

※オンライン参加は不可

（３）　方　法　60分以内とする。（提案40分以内、質疑応答20～30分程度）

※上記の制限時間の内に、準備・片付けに要する時間も含めるものとする。

※プロジェクター又はモニター利用によるプレゼンテーションについては事前の申し入れが必要。プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。詳細は企画提案者に別途通知する。

（４）　出席者　４名以内

※配置予定の管理技術者及び担当技術者は必ず出席すること。

※他の提案者による傍聴は認めない。

（５）留意事項

ア　プレゼンテーション等の順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ　プレゼンターは配置予定の管理技術者または担当技術者が必ず行うこと。

ウ　説明は提出した企画提案書等（見積書を除く）に基づいて行うものとし、追加資料の持込みは認めない。また、参加者を判別できるような名称やロゴマークは使用しないこと。

エ　プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開のもとで実施する。ただし、事務局職員は例外とする。

13. 提案書の特定

（１）　提案書特定・非特定の通知

令和６年７月中旬（予定）

（２）　プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第７号）により、２次審査対象者全員に書面により通知する。また、審査講評を作成し、最優秀者及び次点者について、事業者名および総合評価点を市のホームページで公表する。

（３）　特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により非特定理由の説明を求めることができる。

ア　提出期間　プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知をした日から５日以内

イ　受付時間：午前９時から午後４時 30 分まで

（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

※請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

ウ　提出場所　伊賀市治田 3547 番地の 13

伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

エ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

14.業務委託先の決定

（１）　業務仕様書の作成

最優秀者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行い、業務仕様書を確定する。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点者と協議を行う。業務内容については、別紙「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

（２）　契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、最優秀者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

（３）　契約保証金の納付

伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

15. その他留意事項

（１）　詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

（２）　資料作成等に要する一切の費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

（3） 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

（4） 本要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合は失格とする。

（5） 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出場所、提出期間に適合しないもの

イ 指定する様式、記載上の留意事項及び仕様書に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

カ 審査の公平性を害する行為があった場合

キ 見積価格が予算上限を超過している場合

ク 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと審査委員会委員または事務局が認める場合

（6） 配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。

ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。

（7） 次の納税証明書等（プロポーザル及びヒアリング実施日から起算して６か月以内のものに限る）の提示がないと、本プロポーザルに参加できない。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕[伊賀市収税課発行]

イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕[伊賀市収税課発行]

・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その３〕[所管税務署発行]

ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕[所管県税事務所発行]

・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その３〕[所管税務署発行]

エ その他事業者

・法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その３の３〕[所管税務署発行]

（8）提案報酬は、支払わないものとする。

（9）提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。

（10）参加者は、本件に関して市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならな

い。なお、提案書が特定されない場合においても同様の扱いとする。

(11) 参加資格確認申請書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

16. 担当部署

(連絡先・提出場所)

伊賀市　人権生活環境部　廃棄物対策課

所在地 〒518-1155　伊賀市治田 3547 番地の 13

電話　0595‐20-1050

FAX　 0595‐20-2575

E-mail　haikibutsu@city.iga.lg.jp